

特殊詐欺撃退機器購入費補助金のお知らせ

現在、町では特殊詐欺撃退機器購入費補助事業を行っています。特殊詐欺事件のうち高齢者の被害割合は、全体の約7割を占めています。対策として防犯機能のついた電話機を使うことが有効です。特殊詐欺撃退機器を利用して、特殊詐欺を未然に防ぎましょう。

- ▶対象者＝上三川町に住む65歳以上の方（以下のいずれかの場合）
 - ①65歳以上の方のみの世帯
 - ②家族と同居しているが65歳以上の方のみとなる時間帯のある世帯
- ▶対象機器＝特殊詐欺撃退機能のある電話機又は電話機に外部接続可能な機器(以下のいずれかの機能)
 - ①電話の相手方に警告音声を発する機能、かつ、通話内容を自動録音する機能
 - ②特殊詐欺等の迷惑電話を自動判別し、着信拒否又はランプ等で警告表示する機能
- ▶対象機器購入先＝上三川町にある電気店等での購入
- ▶申請期限＝購入した日の翌日から起算して1年以内
- ▶補助金額＝購入費用の2分の1（上限5,000円）※1,000円未満切捨て
- ▶必要書類等(申請書類は地域生活課窓口のほか、町ホームページからもダウンロードできます。)
 - ・交付申請書兼実績報告書 ・カタログ又は取扱説明書の写し
 - ・交付請求書 ・振込先のわかるもの(通帳等)
 - ・調査同意書 ・はんこ
 - ・領収書の写し
- ▶申請方法＝必要書類等をそろえて地域生活課生活係に提出ください。



▶問い合わせ先＝地域生活課 生活係 ☎0285(56)9129

国勢調査にご協力ください

国勢調査は、日本に住むすべての人と世帯（外国の方を含む）を対象として行う調査です。国勢調査の調査関係書類は、**9月中に各世帯へ配布**します。調査へのご協力をお願いします。

- ▶回答方法＝1.インターネット回答 2.郵送提出 3.調査員へ提出
- ▶回答期限＝1.インターネット、2.郵送提出をする方は10月8日（水）です。
3.調査員へ提出する方は、各地区の担当調査員が回収に伺います。
- ▶調査関係書類は、調査員が世帯へお伺いして配布します。
調査員は、町の推薦により総務大臣が任命しています。皆さまのお宅を訪問する際は、『国勢調査員証』を携帯していますのでご確認ください。
- ▶国勢調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください。
 - ・国勢調査では金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などをお聞きすることはありません。
 - ・国勢調査員をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで、速やかに企画課広報係にお知らせください。



▶問い合わせ先＝企画課 広報係 ☎0285(56)9117

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

なお、給付金を受け取るには、支給要件を満たしたうえで、請求書の提出が必要です。

対象者（支給要件）

○老齢基礎年金を受給している方

- ・65歳以上であること。
- ・同一世帯の全員が市町村民税非課税であること。
- ・前年の公的年金等の収入額とその他の所得との合計額が以下のとおりであること。

昭和31年4月2日以後生まれの方

…789,300円以下（補足的老齢年金生活者支援給付金は789,300円を超え889,300円以下）

昭和31年4月1日以前生まれの方

…787,700円以下（補足的老齢年金生活者支援給付金は787,700円を超え887,700円以下）

○障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している方

- ・前年の所得が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円(※)」以下であること。

※同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

▶問い合わせ先＝『給付金専用ダイヤル』 ☎0570(05)4092（ナビダイヤル）

050から始まる電話でおかけになる場合 ☎03(5539)2216（東京）

宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4281

住民課 国保年金係 ☎0285(56)9134

国民年金（老齢基礎年金）について

国民年金保険料を納めた期間（保険料が免除された期間を含む。）が10年以上ある方が、原則として65歳になってから受け取れるのが老齢基礎年金です。

65歳に到達する3か月前に、年金請求書が送付されます。

なお、60歳～64歳の方でも年金を受け取ることはできますが、年齢に応じて支給される金額が減額されます。

また、66歳～70歳の間で年金を受け取る場合は、年齢に応じて金額が増額されます。

●手続きに必要なもの

- ・年金手帳
- ・戸籍謄本（年金請求書にマイナンバーを記入した場合は省略可）
- ・受取先金融機関の通帳
- ・マイナンバーの分かるもの など



※加入期間がすべて第1号被保険者の方は、役場で手続きを行うことができます。

▶問い合わせ先＝住民課 国保年金係 ☎0285(56)9134

宇都宮西年金事務所（お客様相談室） ☎028(622)4281